



赤井労務マネジメント事務所
下関市長府中之町5-4

社会保険労務士 赤井孝文
電話245-5034

新年のご挨拶

新年おめでとうございます。平素は、当事務所の業務に、ご理解とご協力頂き厚く御礼申し上げます。

今年のお正月休みは、元旦、2日は寒波で、市内でも荒れた天気が続きましたがここ数日は、比較的穏やかで、1月としては過ごしやすい日が続いています。

さて、昨年末は衆院解散総選挙が実施されましたので、雇用関連法案も、1月招集の通常国会で、再審議される予定です。内閣の布陣も前内閣とほぼ同じ顔ぶれですから、大きな政策転換はないと思われます。ただし、アベノミクスは雇用関連に限らず、経済政策全般が大企業寄りですので、地場の中小企業にどれだけ効果的な雇用政策を立案してくれるかは??が付くところです。

もうひとつの安倍内閣の目玉である「地方創世」ですが、手を挙げる地方自治体には財政を含んだ支援を積極的に行くと、石破大臣が表明しています。山口県、下関市の動向にも注視する必要があるようです。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



マイナンバー制度の概要

公平・公正な社会の実現、手続きの簡素化による国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、「社会保障・税番号(マイナンバー)制度」が実施されます。厚生労働省も、社会保障分野への社会保障・税番号制度の導入に向けて、事業主の皆様への周知活動を始めています。いずれ対応しなければならない問題ですので、ポイントを下記まとめてみました。

- 国民1人ひとりに唯一無二の番号(マイナンバー)を配付し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基盤です。
- 平成27年10月から、国民の皆様一人一人に「個人番号」(=マイナンバー)が通知されます。
- 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で「個人番号」を使うこととなります。民間事業主の方についても、従業員等に関する社会保険の手続きや、税の手続きで、個人番号を取扱うこととなります。

実施までにまだ期間はありますが、将来的には、社会保険や税の手続き等において、事業主の皆様が、従業員等の個人番号を取り扱うこととなります。法律上、事業主の皆様は、「個人番号関係事務実施者」とされ、情報漏えいなどについて、一定のルールを守る必要が生じます。

